

奈良市公報

第 1 9 0 号

平成 16年 11月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社 京阪工技

目 次

告 示	
生産緑地地区の変更案の公衆縦覧	1
地区計画の案の公衆縦覧	1
放置自動車の処分等	2
一般競争入札の実施	2
開発行為に関する工事の完了	7
予防接種の実施の一部改正	8
住居番号の設定	8
平成 17年度近傍同種の住宅の家賃等	8
放置自転車等の保管	9
結核指定医療機関の指定辞退	10
結核指定医療機関の指定	10
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	10
開発行為に関する工事の完了	11
放置自転車等の保管	11
新設の事業計画のある道路の指定	11
開発行為に関する工事の完了 (3 件)	11
放置自転車等の保管	12
放置自動車の処分等	12
地区計画の原案の公衆縦覧	13
放置自転車等の保管	13
放置自転車等の処分	13
都市計画下水道事業の事業計画の変更認可に係る図書 の写しの公衆縦覧	14
放置自転車等の保管	14
インフルエンザ予防接種の実施	14
放置自転車等の保管	15
一般競争入札の実施	15
放置自動車の処分等	18
開発行為に関する工事の完了	19
公 営 企 業	
収納事務の委託	19
一般競争入札の実施 (2 件)	19
教 育 委 員 会	
定例教育委員会の開催	22
農 業 委 員 会	
農政部会委員の互選	22
農地部会の招集	22

告 示

奈良市告示第 495号

大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画) 生産緑地地区を変更するため、都市計画法 (昭和 43年法律第 100号) 第 21条第 2 項において準用する同法第 17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成 16年 10月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画) 生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市三条大路二丁目、松陽台二丁目、菅原町、大安寺三丁目、高畑町、八条五丁目、三碓五丁目、南登美ヶ丘及び三松一丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 16年 10月 1日から同月 15日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業及び連絡先を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成 16年 10月 15日までに必着するように提出してください。
(平成 16年 10月 1日掲示済)

奈良市告示第 496号

大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画) 地区計画を決定するため、都市計画法 (昭和 43年法律第 100号) 第 17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成 16年 10月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画) 地区計画
北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘六丁目 1222番 他
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 16年 10月 1日から同月 15日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業及び連絡先を併記した文書一通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成 16年 10月 15日までに必着するように提出してください。
(平成 16年 10月 1日揭示済)

奈良市告示第 497号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成 8年奈良市条例第 14号)第 14条第 4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第 16条第 1項の規定により次のとおり処分するので、告示します。
平成 16年 10月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 放置場所

1号物件 奈良市横井町一丁目
第 12号市営住宅進入口(穴栗神社西側道路横)

2号物件 同上

2 自動車の種類

区分	メーカー	車名	型式	色	登録番号	車体番号
1号物件	スバル	レックス	軽自動車	白	不明	不明
2号物件	ホンダ	シビック	普通自動車	白	不明	不明

3 処分年月日

平成 16年 10月 15日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

奈良市建設部住宅課 TEL 0742- 34- 1111
(平成 16年 10月 1日揭示済)

奈良市告示第 498号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2条の規定により公告します。
平成 16年 10月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

農道整備工事(米谷町地内北中田~三反田線)ほか 35件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請

負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「堅審」という。)の総合評点に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(正午から午後 1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 16年 10月 6日までは入札控室、同月 7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第 2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 入札書に記名押印のない入札

(4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

(5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札

(7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

(8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

(9) 入札金額を訂正した入札

(10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 10月 6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午

後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 16年 10月 13日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法

によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 10月 7日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日
1	農道整備工事(米谷町地内北中田～三反田線)	米谷町地内	約 150日 間	工事延長 L = 180m、土工一式、土留工 重力式擁壁一式、ブロック積工一式、排水工一式、付帯工一式、舗装工一式	予定価格 30,790千円 最低制限価格 20,629千円	土木一式工事の等級及び区分が「B」のすべての業者	平成 16年 10月 14日 午前 1時 30分 (郵便入札)
2	農道整備工事(米谷町地内ショゴンド道線)	米谷町地内	約 150日 間	工事延長 L = 140m、土工一式、土留工一式、排水工一式、舗装工一式、法面工一式、付帯工一式	予定価格 20,910千円 最低制限価格 14,009千円	土木一式工事の等級及び区分が「C-1」のすべての業者	平成 16年 10月 8日 午前 9時 30分
3	農道整備工事(米谷町地内福石道線)	米谷町地内	約 150日 間	工事延長 L = 145m、土工一式、土留工一式(ブロック積工)、重力式擁壁工一式、用排水工一式、付帯工一式	予定価格 24,610千円 最低制限価格 16,488千円	土木一式工事の等級及び区分が「C-2」のすべての業者	平成 16年 10月 8日 午前 10時 00分
4	水質改善下水道築造工事(単 10)三松四丁目地内	三松四丁目地内	約 90日 間	工事延長 L = 155.0m、200mm管布設工 L = 147.8m、1号人孔設置工 8箇所、小口径汚水樹 7箇所、付帯工一式	予定価格 10,139千円 最低制限価格 6,793千円	土木一式工事の等級及び区分が「D-3」のすべての業者	平成 16年 10月 8日 午前 10時 30分
	河川改修工事(和田町地内)	和田町地内	約 90日 間	工事延長 L = 15.5m、土工一式、ブロック積工一式、コ	予定価格 7,348千円	土木一式工事の等級及び区	平成 16年 10月 8日

5	地内矢田原(川)			ンクリート工 一式、舗装工 一式、仮設工 一式、雑工 一式	最低制限価格 4,923千円	分が「E-5」 のすべての業 者	午前 1時 00分
6	河川改修工 事(藤原町 地内藤原川 支流)	藤原町 地内	約 90日 間	工事延長 L = 31.4m、土工 一式、護岸工 一式、付帯工 一式、仮設工 一式	予定価格 5,40千円 最低制限価格 3,618千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E-1」 のすべての業 者	平成 16年 10月 8日 午前 1時 30分
7	河川改修工 事(水間町 地内打滝川 支流)	水間町 地内	約 90日 間	工事延長 L = 46.0m、土工 一式、水路工 一式、仮設工 一式	予定価格 5,964千円 最低制限価格 3,995千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E-2」 のすべての業 者	平成 16年 10月 8日 午後 1時 00分
8	交通安全施 設整備工事 (赤膚町地 内西部第 68 号線)	赤膚町 地内	約 60日 間	工事延長 L = 98.0m、歩道幅員 W = 1.2m、排水工 一式、路床工 一式、防護柵工 一式、舗装工 一式、撤去工 一式、雑工 一式	予定価格 1,834千円 最低制限価格 1,228千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F-1」 のすべての業 者	平成 16年 10月 8日 午後 1時 30分
9	交通安全施 設修繕工事 (帝塚山一 丁目地内他 5箇所西部 第 836号線 他 5路線)	帝塚山 一丁目 地内他 5箇所	約 60日 間	工事延長 L = 88.0m、道路幅員 W = 1.5m ~ 6.0m、防護工 一式	予定価格 2,816千円 最低制限価格 1,886千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F-2」 のすべての業 者	平成 16年 10月 12日 午前 9時 00分
10	二名バンビ ーホーム新 築その他工 事	二名一 丁目 37 16番地 の 1	約 120日 間	1. 建築主体工事 一式 2. 既設バンビーホーム改修工 事 一式 3. 電気設備工事 一式 4. 機械設備工事 一式	予定価格 26,340千円 最低制限価格 17,647千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「C」の すべての業者	平成 16年 10月 12日 午前 9時 30分
11	舗装道補修 工事(朱雀 一丁目地内 奈良阪南田 原線)	朱雀一 丁目地 内	約 30日 間	工事延長 L = 229.0m、幅員 W = 6.9m、取り壊し工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 5,381千円 最低制限価格 3,605千円	経審における 舗装の点数が 「740点以上」 で、区分が「 2」のすべて の業者	平成 16年 10月 12日 午前 10時 00分
12	街路(ゾー ン 2)高木 剪定業務委 託	朱雀一 丁目地 内他		高木剪定	予定価格 4,765千円	経審における 造園の点数が 「750点以上」 のすべての業 者	平成 16年 10月 12日 午前 10時 30分
	街路(ゾー ン 4)高木	北登美 ヶ丘一		高木剪定	予定価格 5,385千円	経審における 造園の点数が	平成 16年 10月 12日

13	剪定業務委託	丁目地内他				「750点以上」のすべての業者	午前10時50分
14	街路(ゾーン9)高木剪定業務委託	学園大和町一丁目地内他		高木剪定	予定価格 4,78千円	経審における造園の点数が「750点以上」のすべての業者	平成16年10月12日午前11時10分
15	街路(ゾーン11)高木剪定業務委託	帝塚山一丁目地内他		高木剪定	予定価格 5,579千円	経審における造園の点数が「750点以上」のすべての業者	平成16年10月12日午前11時30分
16	街路(ゾーン3)高木剪定業務委託	右京一丁目地内他		高木剪定	予定価格 3,910千円	経審における造園の点数が「700点~749点」のすべての業者	平成16年10月13日午前9時30分
17	街路(ゾーン5)高木剪定業務委託	西登美ヶ丘一丁目地内他		高木剪定	予定価格 3,19千円	経審における造園の点数が「700点~749点」のすべての業者	平成16年10月13日午前9時50分
18	街路(ゾーン6)高木剪定業務委託	中山町西一丁目地内他		高木剪定	予定価格 3,52千円	経審における造園の点数が「700点~749点」のすべての業者	平成16年10月13日午前10時10分
19	街路(ゾーン7)高木剪定業務委託	登美ヶ丘一丁目地内他		高木剪定	予定価格 2,943千円	経審における造園の点数が「700点~749点」のすべての業者	平成16年10月13日午前10時30分
20	街路(ゾーン13)高木剪定業務委託	佐保台一丁目地内他		高木剪定	予定価格 3,253千円	経審における造園の点数が「700点~749点」のすべての業者	平成16年10月13日午前10時50分
21	街路(ゾーン14)高木剪定業務委託	青山一丁目地内他		高木剪定	予定価格 4,189千円	経審における造園の点数が「700点~749点」のすべての業者	平成16年10月13日午前11時10分

22	街路(ゾーン15)高木剪定業務委託	青山八丁目地内他		高木剪定	予定価格 2,875千円	経審における造園の点数が「700点~749点」のすべての業者	平成16年 10月13日 午前1時 30分
23	近鉄西大寺駅南土地区画整理事業に伴う草刈業務委託(その2)	菅原町他地内	約40日間	機械除草(A=26,000㎡)一式	予定価格 2,364千円	経審における造園の点数が「670点~699点」のすべての業者	平成16年 10月13日 午後1時 00分
24	中部第1056号線他樹木剪定業務委託	朱雀一丁目地内他		樹木剪定撤去一式	予定価格 1,920千円	経審における造園の点数が「670点~699点」のすべての業者	平成16年 10月13日 午後1時 20分
25	街路(ゾーン1)高木剪定業務委託	左京一丁目地内他		高木剪定	予定価格 2,005千円	経審における造園の点数が「670点~699点」のすべての業者	平成16年 10月13日 午後1時 40分
26	街路(ゾーン12)高木剪定業務委託	丸山一丁目地内他		高木剪定	予定価格 2,471千円	経審における造園の点数が「670点~699点」のすべての業者	平成16年 10月13日 午後2時 00分
27	街路(ゾーン16)高木剪定業務委託	法蓮町地内他		高木剪定	予定価格 2,622千円	経審における造園の点数が「670点~699点」のすべての業者	平成16年 10月13日 午後2時 20分
28	街路(ゾーン19)高木剪定業務委託	芝辻町二丁目地内他		高木剪定	予定価格 1,980千円	経審における造園の点数が「670点~699点」のすべての業者	平成16年 10月13日 午後2時 40分
29	街路(ゾーン20)高木剪定業務委託	西九条町二丁目地内他		高木剪定	予定価格 2,320千円	経審における造園の点数が「670点~699点」のすべての業者	平成16年 10月13日 午後3時 00分
	中部第978号	神功一		樹木剪定撤去一式	予定価格	経審における	平成16年

30	線樹木剪定業務委託	丁目地内他			1,80千円	造園の点数が「670点未満」のすべての業者	10月14日 午前8時50分
31	中部第987号線他樹木剪定業務委託	神功四丁目地内他		樹木剪定撤去 一式	予定価格 1,348千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年 10月14日 午前9時10分
32	中部第1055号線樹木剪定業務委託	左京二丁目地内他		樹木剪定撤去 一式	予定価格 1,71千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年 10月14日 午前9時30分
33	街路(ゾーン8)高木剪定業務委託	百楽園一丁目地内他		高木剪定	予定価格 1,652千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年 10月14日 午前9時50分
34	街路(ゾーン10)高木剪定業務委託	西千代ヶ丘一丁目地内他		高木剪定	予定価格 1,307千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年 10月14日 午前10時10分
35	街路(ゾーン17)高木剪定業務委託	北風呂町地内他		高木剪定	予定価格 1,000千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年 10月14日 午前10時30分
36	街路(ゾーン18)高木剪定業務委託	高畑町地内他		高木剪定	予定価格 1,149千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年 10月14日 午前10時50分

(平成 16年 10月 1日 掲示済)

奈良市告示第 499号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 10月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 8月 19日 奈良市指令都整開第 04A- 15号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 16年 10月 1日 第 884号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東九条町 887番地の 1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町二丁目 8番 27号

大原 正美

(平成 16年 10月 1日 掲示済)

奈良市告示第 500号
平成 16年奈良市告示第 174号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成 16年 10月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のよう省略

(平成 16年 10月 1日 掲示済)

奈良市告示第 501号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42年奈良市条例第 21号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 16年 10月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 16年 10月 1日 掲示済)

奈良市告示第 502号

奈良市営住宅条例（昭和 61年奈良市条例第 14号）第 17 条第 3 項の平成 17年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第 4 項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成 16年 10月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	位 置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の住宅 の家賃 (円)	利便性係数
第 2 号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1 - 2 号館	72,400	0.7069
		74.8	3 - 4 号館	72,600	0.7069
		74.8	5 - 6 号館	72,100	0.7069
		39.3	6 号館	37,800	0.7069
第 3 号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1 - 20	15,500	0.7742
		74.9	1 - 2 号棟	83,300	0.8148
第 4 号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1 - 2 号棟	72,800	0.7761
		64.2	1 - 2 号棟	62,600	0.7761
		64.5	1 - 2 号棟	63,000	0.7761
		71.9	1 - 2 号棟	70,200	0.7761
		74.6	3 号棟	71,500	0.7761
		64.2	3 号棟	61,500	0.7761
		64.5	3 号棟	61,800	0.7761
		71.9	3 号棟	68,900	0.7761
第 5 号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1 - 2 号棟	68,900	0.7913
		64.5	1 - 2 号棟	59,500	0.7913
		71.2	1 - 2 号棟	65,700	0.7913
第 6 号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101- 120	17,300	0.7371
第 7 号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131- 140	17,600	0.7667
		33.8	151- 160	18,100	0.7667
		28.0	141- 150	19,800	0.7667
第 8 号市営住宅	奈良市肘塚町	34.6	161- 180	22,300	0.7686
第 9 号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1 - 2 号棟	108,000	0.8110
		60.7	1 - 2 号棟	93,400	0.8110
		55.3	1 - 2 号棟	91,400	0.8182
第 10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	92- 126	19,900	0.7297
		42.7	127- 141	25,000	0.7297
		55.4	143- 157	30,000	0.7297
		58.8	158- 164	31,600	0.7297
		58.8	165- 188	31,700	0.7297
		74.6	1 - 23	93,600	0.7343
		74.6	24- 35	91,100	0.7343
		74.9	36- 62	90,400	0.7343
		74.9	63- 66	91,000	0.7343
		74.9	67- 102	94,000	0.7343

		75.0	103- 112	91,000	0.7343
		74.9	113- 118	82,900	0.7343
		31.4	1 - 12	12,600	0.7148
第 11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	42.7	54- 63	18,200	0.7018
		55.4	74- 78	30,400	0.7018
		55.4	64- 73	29,400	0.7000
		58.8	79- 91	30,500	0.7018
		58.8	92- 101	35,200	0.7000
		74.8	1 - 10	88,200	0.7029
		74.9	25- 28	89,600	0.7029
		74.9	11- 24	88,500	0.7049
		74.9	29- 32	89,100	0.7029
		74.9	33- 38	92,100	0.7049
		74.9	39- 43	92,100	0.7029
		74.9	44- 47	92,200	0.7049
		74.9	48- 53	91,900	0.7029
		75.0	54- 55	80,800	0.7049
第 12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目、横井五丁目	55.4	76- 105	30,600	0.7074
		75.0	1 - 28	93,100	0.7108
		74.9	39- 43	90,500	0.7108
		74.9	29- 38	91,100	0.7108
		74.8	44- 49	89,400	0.7108
		74.9	50- 53	89,500	0.7108
		74.9	54- 55	90,100	0.7108
		74.9	56- 59	93,000	0.7108
		75.0	60- 67	90,100	0.7108
		75.0	68- 71	90,300	0.7108
第 13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15- 20	31,400	0.7055
		58.8	21- 30	34,800	0.7055
		74.9	1 - 8	91,300	0.7088
		74.9	9 - 14	91,400	0.7088
第 14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101- 312	82,900	0.7913
第 16号市営住宅	奈良市西木辻町	28.3	101- 405	20,100	0.7695
第 18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	28,000	0.7837
		37.6	2号棟	26,400	0.7837
		42.1	3号棟	25,400	0.7837
		38.7	4号棟	23,400	0.7837
		42.3	5 - 6号棟	26,200	0.7837
第 19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52- 61	33,200	0.7204
		74.9	101- 404	77,000	0.7245
第 20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1 - 4号棟	44,400	0.8296
		65.0	5 - 9号棟	53,600	0.8296
		55.0	5 - 9号棟	45,400	0.8296
		45.0	5 - 9号棟	37,000	0.8296
第 21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201- 612	48,800	0.8545

(平成 16年 10月 1日掲示済)

奈良市告示第 503号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈

良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 10月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 10月 4日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）第 1条第 1項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 16年 10月 4日揭示済)

奈良市告示第 504号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2条の 5 第 2 項において準用する同条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 10月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	辞退年月日
-----	-------	-------

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
サポートセンター 花花	奈良市中山町 43	訪問介護	株式会社椿井	生駒市鹿ノ台一丁目 25- 1	平成 16年 10月 1日
訪問介護グードン	奈良市山町 129- 6	訪問介護	有限会社グードン	奈良市山町 129- 6	平成 16年 10月 1日
ディホーム未来家（みらいはうす）	奈良市西大寺東町一丁目 6 - 24	訪問介護、通所介護	ウェルファー関西 有限会社	大阪府柏原市朝ヶ丘一丁目 15- 32	平成 16年 9月 18日

池内皮フ科	奈良市中登美ヶ丘四丁目 3	平成 16年 9月 30日
中野歯科診療所	奈良市西大寺東町二丁目 1 - 63	平成 16年 9月 30日
岩佐クリニック	奈良市朝日町一丁目 3 - 1	平成 16年 9月 30日

(平成 16年 10月 4日揭示済)

奈良市告示第 505号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 10月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
こばやし耳鼻咽喉科	奈良市学園北一丁目 9 - 1 パラディ学園前 5 F	平成 16年 9月 15日
医療法人池内皮フ科	奈良市中登美ヶ丘四丁目 3 アップル学園前 1 F	平成 16年 10月 1日
医療法人鈴懸 岩佐クリニック	奈良市朝日町一丁目 3 - 1	平成 16年 10月 1日
医療法人鉄仁会 中野歯科診療所	奈良市西大寺東町二丁目 1 - 63サンワシティ 西大寺 3 階	平成 16年 10月 1日
メディカルプラザ 薬師西の京	奈良市七条町 95- 1	平成 16年 10月 2日

(平成 16年 10月 4日揭示済)

奈良市告示第 506号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 10月 5日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

富雄セントラルク リニックデイサー ビスステーション	奈良市二名平野二 丁目 2148- 2	通所介護	医療法人大和医仁 会	奈良市東向中町 12	平成 16年 9月 24日
富雄セントラルク リニックプランニ ングオフィス	奈良市二名平野二 丁目 2148- 2	居宅介護支援事 業	医療法人大和医仁 会	奈良市東向中町 12	平成 16年 9月 24日

(平成 16年 10月 5日 掲示済)

奈良市告示第 507号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の
規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の
とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 10月 6日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 8月 27日 奈良市指令都整開第 04A - 24号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 16年 10月 6日 第 885号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市秋篠町 1420番地の 3、1424番地の 1、1425番
地の 1の一部、1426番地の一部及び 1427番地の 4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区梅田 1丁目 12番 39号
出光興産株式会社
支配人 佐藤 秀二

(平成 16年 10月 6日 掲示済)

奈良市告示第 508号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈
良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止
区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保
管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示しま
す。

平成 16年 10月 6日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 10月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 10月 6日 掲示済)

奈良市告示第 509号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第
4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり
指定したので告示します。

平成 16年 10月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 指定年月日
平成 16年 10月 7日
- 2 指定した道路の名称
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路
事業 3・4・103奥柳登美ヶ丘線
- 3 指定した道路の区域
起点側地名及び地番 奈良市学園南三丁目 963- 277
終点側地名及び地番 奈良市学園南三丁目 963- 276
- 4 指定した道路の幅員
11.0m ~ 13.5m
- 5 指定した道路の延長
33.0m

(平成 16年 10月 7日 掲示済)

奈良市告示第 510号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の
規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の
とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 10月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 8月 2日 奈良市指令都整開第 04A- 17号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 16年 10月 7日 第 886号
(2) 公共施設 平成 16年 10月 7日 第 375号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市八条五丁目 334番地の 2の一部、344番地の 17、
418番地の 1の一部、418番地の 4、418番地の 5、418
番地の 6の一部、423番地の 6、423番地の 7、423番地
の 9、423番地の 10、423番地の 11及び 871番地の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市柏木町 398番地
有限会社 シーピーコーポレーション
代表取締役 杉丸 基子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市八条五丁目 344番地 17及び 418番地の 4

(平成 16年 10月 7日 掲示済)

奈良市告示第 511号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 10月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 10月 1日 奈良市指令都整開第 04A - 28号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 16年 10月 7日 第 887号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市登美ヶ丘四丁目 791番地の 172の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大宮町七丁目 1 番 33号
株式会社 ホンダネットナラ
代表取締役 島田 順弘
(平成 16年 10月 7日揭示済)

奈良市告示第 512号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 10月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 4月 13日 奈良市指令都整開第 03A - 63号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 16年 10月 7日 第 888号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市今市町 635番地の 2、635番地の 11及び 641番地の 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市南京終町二丁目 255番地の 1
碓谷 陽史
(平成 16年 10月 7日揭示済)

奈良市告示第 513号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 10月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 10月 7日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 10月 7日揭示済)

奈良市告示第 514号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 8年奈良市条例第 14号）第 14条第 4 項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第 16条第 1 項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。
平成 16年 10月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 放置場所

1号物件	奈良市 中登美ヶ丘三丁目地内 (市道西部第 116号線上)
2号物件	奈良市 中登美ヶ丘三丁目地内 (市道西部第 116号線上)
3号物件	奈良市 古市町地内 (市道南部第 645号線上)
4号物件	奈良市 疋田町三丁目地内 (市道中部第 855号線上)
5号物件	奈良市 法蓮町地内 (市道北部第 492号線上)
6号物件	奈良市 南京終町五丁目地内 (市道北部第 348号線上)
7号物件	奈良市 南京終町五丁目地内 (市道北部第 349号線上)
8号物件	奈良市 帝塚山六丁目地内 (市道西部第 852号線上)
9号物件	奈良市 芝辻町四丁目地内 (市道中部第 582号線上)
10号物件	奈良市 芝辻町四丁目地内 (市道中部第 582号線上)
11号物件	奈良市 米谷町地内 (市道興隆寺米谷線上)
12号物件	奈良市 中登美ヶ丘一丁目地内 (市道西部第 13号線上)
13号物件	奈良市 中登美ヶ丘一丁目地内 (市道西部第 13号線上)
14号物件	奈良市 鉢伏町地内 (市道東部第 285号線上)
15号物件	奈良市 鉢伏町地内 (市道東部第 285号線上)

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	スズキ	カスタム	普通自動車	灰	不明	AB44S - 2102

						60
2号 物件	ダイハツ	ミラ	軽自動車	黒	不明	L70S-624524
3号 物件	ダイハツ	ミラ	軽自動車	黒	不明	L200S - 119931
4号 物件	マツダ	トラック	軽自動車	水	なにわ 40C 71 - 48	不明
5号 物件	ニッサン	ワゴン	普通自動車	紺	奈良 50 と・41 2	不明
6号 物件	三菱	ミニカ	軽自動車	白	奈良 40 ひ 93-45	不明
7号 物件	ホンダ	トゥデイ	軽自動車	白	不明	JN2 - 1027968
8号 物件	ニッサン	シルビア	普通自動車	白	奈良 59 は 58-57	不明
9号 物件	オベル	アストラ	普通自動車	緑	奈良 59 て 75-12	不明
10号 物件	ニッサン	シーマ	普通自動車	緑	不明	FGY32 - 213135
11号 物件	スズキ	アルト	軽自動車	白	不明	CL11V - 187518
12号 物件	ニッサン	プリメーラ	普通自動車	銀	不明	P10- 273575
13号 物件	ダイハツ	ミラ	軽自動車	黒	不明	L200S - 164755
14号 物件	ニッサン	セドリック	普通自動車	紺	不明	不明
15号 物件	ニッサン	ローレル	普通自動車	白	不明	不明

- 3 処分年月日
平成 16年 10月 21日
- 4 処分等の内容
廃棄処分
- 5 連絡先
奈良市建設部土木管理課 電話 0742- 34- 1111
(平成 16年 10月 7日揭示済)

奈良市告示第 515号
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関

する条例(昭和 61年奈良市条例第 35号)第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成 16年 10月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
押熊町西地区地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市押熊町及び東登美ヶ丘五丁目の各一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約 1.6ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市計画部都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成 16年 10月 8日から同月 22日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市計画部都市計画課に平成 16年 10月 29日までに必着するように提出してください。

別紙図面省略

(平成 16年 10月 8日揭示済)

奈良市告示第 516号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 10月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 10月 12日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 10月 12日揭示済)

奈良市告示第 517号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号)第 5 条の規定により告示し

ます。

平成 16年 10月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 処分の根拠

移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 16年 10月 27日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 16年 7月 1日、同月 6日から同月 9日まで、同月 12日から同月 15日まで、同月 21日から同月 23日まで及び同月 26日から同月 29日まで
(平成 16年 10月 12日 揭示済)

奈良市告示第 518号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 63条第 2項の規定において準用する同法第 62条第 1項の規定により、大和都市計画下水道事業大和川上流流域下水道の事業計画の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 63条第 2項の規定において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 16年 10月 13日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 都市計画の種類及び名称

大和都市計画下水道事業大和川上流流域下水道

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市整備部下水道建設課

(平成 16年 10月 13日 揭示済)

奈良市告示第 519号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 10月 13日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 10月 13日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 10月 13日 揭示済)

奈良市告示第 520号

予防接種法(昭和 23年法律第 68号)第 3条第 1項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和 23年政令第 197号)第 4条第 1項及び第 5条の規定により、次のとおり公告します。

平成 16年 10月 14日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定めるもの	平成 16年 10月 15日から平成 16年 12月 28日まで	別紙のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5 以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回のインフルエンザ予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 気管支喘息のある患者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者
- (6) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

4 料金

1,000円実費徴収。ただし、予防接種法第 24条ただし書の規定により、生活保護世帯からの実費徴収は行わない。

5 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 16年 10月 14日 掲 示 済)

奈良市告示第 521号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年 奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 10月 14日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 10月 14日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 10月 14日 掲 示 済)

奈良市告示第 522号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 10月 15日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

道路新設工事(川上町地内奈良阪川上線)ほか 18件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで

(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 16年 10月 20日までは入札控室、同月 21日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 10月 20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 16年 10月 28日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法

によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 10月 21日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日
1	道路新設工事(川上町地内奈良阪川上線)	川上町地内	約 150日間	工事延長 L = 60.7m、計画幅員 W = 10m、土工 一式、法面工 一式、ブロック積工 一式、排水工 一式、舗装工 一式、防護工 一式	予定価格 65,702千円 最低制限価格 44,020千円	土木一式工事の等級が「A」のすべての業者	(郵便入札) 平成 16年 10月 29日 午前 11時 00分
2	水質改善下水道築造工事(特公1)山町地内	山町地内	約 150日間	工事延長 L = 222.60m、200mm管布設工 L = 215.99m、小口径人孔設置工 6箇所、0号組立人孔設置工 2箇所、1号組立人孔設置工 3箇所、1号汚水柵設置工 10箇所、付帯工 一式	予定価格 19,129千円 最低制限価格 12,816千円	土木一式工事の等級及び区分が「C-3」のすべての業者	平成 16年 10月 26日 午前 9時 30分
3	排水管布設工事	四条大路二丁目地内	約 150日間	工事延長 L = 178.5m、土工 一式、重力式擁壁工 一式、排水工 500 L = 140.3m、450 L = 12.0m、350 L = 24.4m、300 L = 1.8m、柵工 一式、付帯工 一式	予定価格 16,654千円 最低制限価格 11,158千円	土木一式工事の等級及び区分が「C-1」のすべての業者	平成 16年 10月 26日 午前 10時 00分
4	道路改良工事(水間町地内東部第198号線)	水間町地内	約 150日間	工事延長 L = 60.0m、道路幅員 W = 2.4~ 6.1m、土工 一式、擁壁工 一式、排水工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 11,010千円 最低制限価格 7,376千円	土木一式工事の等級及び区分が「D-4」のすべての業者	平成 16年 10月 26日 午前 10時 30分
5	道路改良工事(園田町地内東部第95号線)	園田町地内	約 60日間	工事延長 L = 36.0m、道路幅員 W = 5.0m、土工 一式、擁壁工 一式、防護工 一式、法面工 一式、舗装工 一式	予定価格 9,570千円 最低制限価格 6,411千円	土木一式工事の等級及び区分が「D-1」のすべての業者	平成 16年 10月 26日 午前 11時 00分
	河川改修工事(若葉台)	若葉台一丁目	約 120日間	工事延長 L = 48.0m、土工 一式、水路工 一式、付帯工	予定価格 10,881千円	土木一式工事の等級及び区	平成 16年 10月 26日

6	一丁目地内 大池川支流)	地内		一式、仮設工 一式	最低制限価格 7,290千円	分が「D-2」 のすべての業 者	午前 1時 30分
7	道路修繕工 事(奥子守 町地内北部 第 38号線他)	奥子守 町地内	約 60日 間	工事延長 L = 91.0m、土工 一式、取壊工 一式、排水工 一式、舗装工 一式	予定価格 4,558千円 最低制限価格 3,053千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E-3」 のすべての業 者	平成 16年 10月 27日 午前 9時 30分
8	水質改善下 水道築造工 事(特単 2)柴屋町地 内	柴屋町 地内	約 90日 間	工事延長 L = 54.90m、 200 mm管布設工 L = 51.85m、 小口径人孔設置工 7箇所、汚 水樹設置工 4箇所、付帯工 一式	予定価格 4,453千円 最低制限価格 2,983千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E-4」 のすべての業 者	平成 16年 10月 27日 午前 10時 00分
9	道路改良工 事(水間町 地内水間・ 別所線)	水間町 地内	約 60日 間	工事延長 L = 30.0m、道路幅 員 W = 6.0m、撤去工 一式 、土工 一式、擁壁工 一式、 排水工 一式、舗装工 一式、 防護工 一式、雑工 一式	予定価格 2,973千円 最低制限価格 1,991千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E-5」 のすべての業 者	平成 16年 10月 27日 午前 10時 30分
10	道路修繕工 事(学園北 二丁目地内 西部第 321 号線)	学園北 二丁目 地内	約 40日 間	工事延長 L = 97.5m、土工 一式、取壊工 一式、排水工 一式、舗装工 一式	予定価格 2,442千円 最低制限価格 1,636千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F-3」 のすべての業 者	平成 16年 10月 27日 午前 11時 00分
11	道路修繕工 事(富雄元 町二丁目地 内富雄駅前 広場内)	富雄元 町二丁 目地内	約 50日 間	工事延長 L = 30.0m、土工 一式、歩道切り下げ工 一式、 付帯工 一式、舗装修繕工 一 式	予定価格 1,890千円 最低制限価格 1,266千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F-4」 のすべての業 者	平成 16年 10月 27日 午前 11時 30分
12	道路修繕工 事(富雄元 町二丁目地 内二条谷田 線)	富雄元 町二丁 目地内	約 50日 間	工事延長 L = 10.0m、土工 一式、排水工 一式、舗装復旧 工 一式、付帯工 一式	予定価格 2,008千円 最低制限価格 1,345千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F-5」 のすべての業 者	平成 16年 10月 28日 午前 9時 30分
13	総合福祉セ ンター作業 所増築その 他工事	左京五 丁目 3 番地の 1	約 130日 間	建築主体工事 一式 鉄骨造地 上 1階建、延床面積 232.75㎡ 、外構工事 一式、既設建物改 修工事 一式	予定価格 37,480千円 最低制限価格 25,111千円	建築一式工事 の等級が「C 」のすべての 業者	平成 16年 10月 28日 午前 10時 00分
14	京西中学校 プール更衣 室・便所改 築その他工 事	平松四 丁目 3 番 1号	約 120日 間	建築主体工事 一式 鉄筋コン クリート造平屋建、建築面積 83.55㎡、延べ床面積 76.84㎡ 、外構工事 一式、既設建物解 体撤去工事 一式、電気設備工 事 一式、機械設備工事 一式	予定価格 19,320千円 最低制限価格 12,944千円	建築一式工事 の等級が「C」 のすべての業 者	平成 16年 10月 28日 午前 10時 30分

15	大柳生小学校プール更衣室及び機械室改築その他工事	大柳生町 832 番地	約 110日 間	プール更衣室改築工事 一式、RC造平屋建 30.24㎡(建築面積・延床面積共)、プール機械室改築工事 一式、RC造平屋建 12.96㎡(建築面積・延床面積共)、解体撤去工事 一式、プレハブ平屋建 2 棟 55.45㎡、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式	予定価格 17,460千円 最低制限価格 11,698千円	建築一式工事の等級及び区分が「D-2」のすべての業者	平成 16年 10月 28日 午前 1時 00分
16	舗装道補修工事(百楽園一丁目地内西部第 58 号線)	百楽園一丁目地内	約 30日 間	工事延長 L = 200.0m、撤去工 一式、付帯工 一式、舗装工 一式、区画線工 一式	予定価格 4,436千円 最低制限価格 2,972千円	経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「3」のすべての業者	平成 16年 10月 28日 午前 1時 30分
17	舗装道補修工事(中筋町地内北部第 36Q 456 号線)	中筋町地内	約 45日 間	工事延長 L = 204.6m、道路幅員 W = 3.0~ 4.6m、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 3,281千円 最低制限価格 2,198千円	経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「4」のすべての業者	平成 16年 10月 29日 午前 9時 30分
18	舗装道補修工事(三条添川町地内中部第 653 号線)	三条添川町地内	約 30日 間	工事延長 L = 117.0m、道路幅員 W = 3.1~ 5.0m、舗装工 一式	予定価格 2,269千円 最低制限価格 1,520千円	経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「5」のすべての業者	平成 16年 10月 29日 午前 10時 00分
19	市立奈良病院看板等設置工事	東紀寺町一丁目 50番 1号	約 40日 間	建築工事 一式、電気設備工事 一式	予定価格 3,860千円 最低制限価格 2,586千円	経審における塗装の点数があるすべての業者	平成 16年 10月 29日 午前 10時 30分

(平成 16年 10月 15日 掲示済)

奈良市告示第 523号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成 8 年奈良市条例第 14号)第 14条第 4 項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第 16条第 1 項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。
平成 16年 10月 15日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 放置場所

1号物件	奈良市南京終町五丁目地内 (市道北部第 348号線上)
2号物件	奈良市南京終町五丁目地内

	(市道北部第 348号線上)
3号物件	奈良市南京終町五丁目地内 (市道北部第 348号線上)
4号物件	奈良市南京終町五丁目地内 (市道北部第 348号線上)
5号物件	奈良市法華寺町地内 (市道北部第 496号線上)
6号物件	奈良市南京終町五丁目地内 (市道北部第 348号線上)

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
----	------	----	----	---	------	------

1号 物件	トヨタ	タウン エース	普通自 動車	銀	奈良 45 と 38- 29	不明
2号 物件	ニッサ ン	パネッ ト	普通自 動車	青	奈良 59 み 92- 06	不明
3号 物件	トヨタ	セルシ オ	普通自 動車	白	奈良 33 の 38- 16	不明
4号 物件	スバル	サンバ ー	軽自動 車	白	奈良 40 と 31- 36	不明
5号 物件	ダイハ ツ	リーザ	軽自動 車	紺	奈良 40 も 20- 11	不明
6号 物件	スズキ	アルト	軽自動 車	白	不明	不明

- 3 処分年月日
平成 16年 10月 29日
- 4 処分等の内容
廃棄処分
- 5 連絡先
奈良市建設部土木管理課 電話 0742- 34- 1111
(平成 16年 10月 15日 掲示済)

奈良市告示第 524号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 10月 15日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 3月 2日 奈良市指令都整開第 03A - 54号
平成 16年 8月 24日 奈良市指令都整開第 03A- 54- 1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 16年 10月 15日 第 889号
(2) 公共施設 平成 16年 10月 15日 第 376号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市古市町 1384番地の 1、1384番地の 2、1385番地の一部、1386番地、1387番地の一部、1389番地の 1の一部、1389番地の 2、1405番地の一部及び 1406番地の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都府宇治市菟道藪里 23番地
奥田建設工業株式会社
代表取締役 奥田 勝利
- 5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路
奈良市古市町 1384番地の 1、1384番地の 2、1385番地、1386番地、1387番地、1389番地の 1、1389番地の 2、1405番地及び 1406番地の各一部
- (2) 公園
奈良市古市町 1389番地の 1の一部
- (3) 下水道
奈良市古市町 1384番地の 1、1384番地の 2、1385番地、1386番地、1387番地、1389番地の 1及び 1389番地の 2の各一部
- (4) 付替水路
奈良市古市町 1385番地の一部
(平成 16年 10月 15日 掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 41号

地方公営企業法（昭和 27年法律第 292号）第 33条の 2 及び地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27年政令第 403号）第 26条の 4 第 1 項及び地方自治法施行令第 158条第 2 項の規定に基づき告示します。

平成 16年 10月 1日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 福 村 圭 司

収納事務	水道料金及び下水道使用料
委 託 者	東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 大塚 潤一
委託期間	平成 16年 10月 1日から平成 17年 3月 31日 まで

(平成 16年 10月 1日 掲示済)

奈良市水道局告示第 42号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 10月 1日

奈良市水道事業管理者

職務代理者 業務部長 福 村 圭 司

- 1 入札に付する事項
送・配水管工事、市内柳生町地内他 1 箇所他 1 件（各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工

事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級(奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会事務要領)に該当する者又は、建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(正午から午後 1時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札

- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

- (3) 入札書に記名押印を欠く入札

- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札

- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

- (8) 入札金額を訂正した入札

- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 10月 7日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 10月 14日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。

- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表

発注番号	業種	工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日 入札時間
1	送・配水管工事	1 - 4 - 203	口径 50mm 配水支管改良工事	市内柳生町地内他 1箇所	契約日から 90日間	土工 一式 管工事 一式 付帯工事 一式	予定価格 6,404,000円 最低制限価格 4,290,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 610点未満のすべての業者	平成 16年 10月 15日 午前 9時 30分

2	塗装		各施設塗装委託(木津浄水場)	京都府相楽郡木津町鹿背山地内	契約日から平成 16年 11月 30日 まで	塗装面積 237.7㎡ 他	予定価格 1,699,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が塗装で、かつ総合評定値通知書の塗装の総合評定値を有する業者	平成 16年 10月 15日 午前 10時 00分
---	----	--	----------------	----------------	------------------------	------------------	-----------------	--	---------------------------

(平成 16年 10月 1日 揭示済)

奈良市水道局告示第 43号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9年奈良市水道局管理規程第 4号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2条の規定により公告します。

平成 16年 10月 15日

奈良市水道事業管理者
職務代理者 業務部長 福 村 圭 司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内北登美ヶ丘四丁目地内他 1件(各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級(奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会事務要領)に該当する者又は、建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(正午から午後 1時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第 2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 10月 21日まで(奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 10月 28日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町 264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表

発注 番号	業種	工事番 号	工事名称	工事場所	工期	工事概 要	予定価格及び最 低制限価格(消 費税及び地方消 費税を除く。)	参加資格	入札日 入札時 間
1	送・配 水管工 事	3 - 1 - 15	口径 150~ 7 5耗配水支 管改良工事	市内北登 美ヶ丘四 丁目地内	契約日か ら 6日間	土工事 一式 管工事 一式 付帯工 事 一 式	予定価格 5,289,000円 最低制限価格 3,543,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式 の総合評定値が 61 0点未満のすべて の業者	平成 16 年 10月 29日 午前 9 時 30分
2	送・配 水管工 事	3 - 1 - 16	口径 50耗配 水支管(鉛 管)改良工 事(4工区)	市内西登 美ヶ丘八 丁目地内 他	契約日か ら平成 17 年 1月 31 日まで	土工事 一式 管工事 一式	予定価格 5,538,000円 最低制限価格 3,710,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式 の総合評定値が 61 0点未満のすべて の業者	平成 16 年 10月 29日 午前 10 時 00分

(平成 16年 10月 15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 13号

平成 16年 10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号)第 3条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 10月 13日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 日時
平成 16年 10月 19日(火)
午後 3時から
 - 2 場所
奈良市役所北棟 3階 教育委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成 17年度奈良市立一条高等学校教員採用候補者選考試験の結果について
(2) 第 5回姉妹 3都市親善体育大会実務代表者会議の開催について
- 議事
議案第 29号 奈良市立中学校における奈良県立高等学校入学者選抜要項による学習成績一

覧表の「各教科の学習の記録」の開示
について

議案第 30号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱に
ついて

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
傍聴受付は、午後 2時から 2時 50分までで、定員 5
名になり次第締め切ります。

(平成 16年 10月 13日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 20号

平成 16年 10月 2日の奈良市農業委員会互選会において、奈良市農業委員会の農政部会委員に次の者が互選されたので、奈良市農業委員会互選規程(昭和 32年奈良市農業委員会告示第 6号)第 16条の規定により公告します。

平成 16年 10月 5日

奈良市農業委員長 谷 村 秀 雄
農政部会委員

奈良市法蓮町 654番地の 1 大 西 崇 夫
(平成 16年 10月 5日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 21号

奈良市農業委員会平成 16年 10月農地部会の会議を下記
のとおり招集します。

平成 16年 10月 6日

奈良市農業委員会
農地部会長 山 田 正 春
記

1 日時

平成 16年 10月 14日 (木) 午後 1時 30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 北棟 6階 第 22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法 (昭和 27年法律第 229号) 第 3条、第 4条、
第 5条及び第 20条に関する許可申請及び届出につ
いて
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
について
- (4) 農地法第 25条第 2項の規定による通知の受理につ
いて (小作契約変更分)
- (5) 水田・畑地造成形質変更届出について (9月専決処
理分)
- (6) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得の
あわせん結果について
- (7) 知事許可について (9月許可分)
- (8) 非農地証明について (9月分)

(平成 16年 10月 6日 掲 示 済)